

◇大阪市事務分掌規則の一部を改正する規則

- 1 職制改正に伴い、局の内部組織及び事務分掌を改めることにしました。
- 2 職制改正に伴い、職の新設及び廃止等について定めることにしました。
- 3 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
- 4 この規則は、令和8年4月1日から施行することにしました。

(総務局人事部人事課)